

## 日本汽车安全、环保技术法规结构体系和目录清单

日本汽车安全、环保技术法规以运输省（MOT）令第 67 号文件发布，内容共计 73 条和 8 个附表，其体系构成和项目清单详见下表。

## 日本汽车安全、环保技术法规结构体系和目录清单表

事故 防范 措施 (主动 安全)	.可视性	视野	[1]车窗玻璃(第 29 条), [2]刮水器、除霜除雾系统(第 45 条), [3]后视镜(第 44、64-2 条) [4]最前方和最左方车镜(第 44 条), [5]前照灯(第 32、62 条), [6]前照灯(第 32、62 条), [7]前雾灯(第 33 条), [8]转弯灯(第 33-2 条), [9]倒车灯(第 40 条)
		被识别性	[1]示廓灯(第 34 条), [2]前示廓灯(第 34-2 条), [3]尾灯(第 37、62-3 条), [4]驻车灯(第 37-3 条), [5]后示廓灯(第 37-4 条), [6]后反射器(第 35、38、63 条) [7]危险警报灯(第 41-3 条), [8]紧急信号装置(第 43-2 条), [9]警报反射器(第 43-3 条) [10]后雾灯(第 37-2), [11]侧示廓灯和侧反射器(第 35-2 条), [12]大型后回复反射器(第 38-2 条)
		防眩目	[1]前照灯(第 32、62 条), [2]前雾灯(第 33 条), [3]对灯光颜色等的限制(第 42 条)
	信息传递		[1]喇叭(第 43、64、72 条), [2]转向指示灯(第 41、63-2 条), [3] 辅助转向指示灯(第 41-2 条), [4]制动灯(第 39、62-4 条), [5]辅助制动灯(第 39-2 条), [6]紧急制动指示装置(第 43-4 条), [7] 车速表(第 46、65-2 条), [8]速度指示装置(第 48-3 条)
	驾 驶 特 性	操纵稳定性	[1]最大稳定倾角(第 5 条), [2]最小离地间隙(第 3 条), [3]最小转弯半径(第 6 条), [4]前轮定位(第 11 条)
		行走系	[1]行走系(第 9 条)
		制动系统	[1]制动性能(第 12 条) [2]制动液(第 12 条) [3]防抱死系统(第 12 条) [4]制动液泄漏警报(第 12 条)
	功 能 维 持	报警装置	[1]防盗报警装置(第 43-5 条)
		控制装置	[1]控制系(第 10 条)
		驾驶环境	[1]驾驶员座椅(第 21 条) [2]座椅(第 22 条)
其它		[1]保护行人用的侧板(第 18-2 条), [2]车身凸出物(第 18 条), [3]凸出旋转部分的防护(第 18 条)	
减 少 伤 害 措施 (被 动 安 全)	乘员	乘员约束装置	[1]安全带(第 22-3 条), [2]头部约束装置(第 22-4 条), [3]儿童约束装置(第 22-5 条)
		减轻车内碰撞	[1]减轻转向盘碰撞(第 11 条) [2]减轻仪表板碰撞(第 20 条) [3]减轻椅背碰撞(第 22 条) [4]减轻遮阳板碰撞(第 45 条) [5]减轻车内后视镜碰撞(第 44 条) [6]座椅固定点强度(第 22 条)
	车辆	车身	[1]正面碰撞中的乘员防护(第 18 条), [2]侧面碰撞中的乘员防护(第 18 条) [3]车门保持系统(第 25 条) [4]通道(第 23 条), [5]紧急出口(第 26 条), [6]乘员舱(第 20 条), [7]站立空间(第 24 条), [8]出入口(第 25 条), [9]车架和车身(第 18 条), [10]车身(第 71 条)
		安全玻璃	[1]车窗玻璃(第 29 条)

	防止车辆损害	[1]后下防护装置 (第 18-2 条)
	行人保护	[1]侧行人保护板 (第 18-2 条) [2]车身凸出物 (第 18 条) [3]减轻外后视镜碰撞 (第 14 条) [4]凸出旋转部分的防护 (第 18 条)
火灾预防		[1]碰撞中预防燃油泄漏 (第 15 条) [2]内饰材料的抗燃烧性 (第 20 条)
燃油系统		[1]燃油标准 (第 1-2 条) [2]燃油系统 (第 15、16、17 条)
环保装置		[1]噪声控制装置 (第 30 条) [2]排放控制装置 (第 31 条) [3]特定车辆的特殊情况 (第 31-2 条)
专用车辆		[1]急救车辆 (第 49 条), [2]道路维修车辆 (第 49-2 条) [3]运输乘客车辆 (第 50 条) [4]气体运输车辆 (第 50-2 条) [5]火药运输车辆 (第 51 条) [6]危险物品运输车辆 (第 52 条)
其它汽车安全技术法规		[1]术语定义 (第 1 条), [2]破坏试验 (第 1-3 条), [3]机动车参数 (长度、宽度和高度 (第 2、59、68 条), 总重 (第 4 条), 轴重及轮重 (第 4-2 条), 接地部分及接地压力 (第 7、60、69 条)), [4]发动机和传动系 (第 8 条), [5]锁止装置 (第 11-2 条), [6]电气装置 (第 17-2 条), [7]连接装置 (第 19 条), [8]货箱 (第 27 条), [9]高压气体运输装置 (第 28 条), [10] 牌照灯 (第 36 条), [11] 灭火器 (第 47 条), [12]压力容器及其附件 (第 48 条), [13]行驶记录仪 (第 48-2 条), [14]临时乘客定员 (第 54 条), [15]法规的放宽 (第 55、56、57、67、73 条), [16]法规适用的例外情况 (第 58、67-2 条) [17]在缔约国注册车辆的特殊情况 (第 58-2 条), [18]与申请有关事务的处理 (第 67-2 条) [19]在缔约国注册的摩托车的例外情况 (第 67-3 条)
附表		附表 1 不可燃物品, 附表 1-2 汽油和柴油标准, 附表 2 噪声等级的测量, 附表 3 操作条件 (10.15 工况), 附表 4 操作条件 (11 工况), 附表 5 操作条件 (汽油或 LPG 车辆 13 工况), 附表 6 操作条件 (柴油车辆 13 工况), 附表 7 两轮车辆工况 附表 8 燃油蒸发排放的测量条件
注: 表中各项目后括号中所标注的条款号为该项目在日本车辆型式批准手册中道路车辆安全基准 (运输省 (MOT) 令第 67 号) 中的编号。		